

## 新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱

制定 平成24年4月6日付け 23経営第3543号 農林水産事務次官依命通知  
最終改正 平成27年4月9日付け 26経営第3530号 農林水産事務次官依命通知

### 第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者及び経営継承者（以下「青年就農者」という。）を大幅に増加させる必要がある。

新規就農や経営継承をするに当たっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、就農前後の青年就農者に対する給付金の給付、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への助成、高度な経営力・地域リーダーとしての人間力等を養成する農業者経営教育機関等に対する支援、就農に関する相談体制の整備を行うことにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。

### 第2 事業の内容及び事業実施主体等

事業の内容及び事業実施主体等は別表のとおりとする。

### 第3 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

### 第4 事業計画等

#### 1 事業計画等の作成

##### (1) 事業計画の作成

別記1から別記2までに掲げる事業を実施する事業開始年度（平成24年度）に選定された団体は、当該別記1から別記2に定めるところにより事業計画を作成し、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得る。

##### (2) 公募事業計画の作成

別記3から別記4までに掲げる事業を実施する公募選定団体（経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。以下同じ。）は、当該別記3から別記4までに定めるところにより事業計画を作成し、経営局長に提出し、承認を得る。

##### (3) 都道府県事業計画の作成

別記3に掲げる事業を実施する都道府県知事は、当該別記3に定めるところにより都道府県事業計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、承認を得る。

## 2 事業の着手

- (1) 本事業については、原則として事業開始年度（平成24年度）に選定された団体、公募選定団体又は都道府県が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。
- (2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した新規就農・経営継承総合支援事業交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長（ただし、別表の2の（1）のイにあつては地方農政局長）に提出するものとする。
- (3) （2）により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。事業開始年度（平成24年度）に選定された団体、都道府県又は公募選定団体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

## 3 事業実績報告の作成

### (1) 事業実績報告の作成

別記1から別記2までに掲げる事業を実施する事業開始年度（平成24年度）に選定された団体は、当該別記1から別記2までに定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長に報告する。

### (2) 公募事業実績報告の作成

別記3から別記4までに掲げる事業を実施する公募選定団体は、当該別記3から別記4までに定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長に報告する。

### (3) 都道府県事業実績報告

別記3に掲げる事業を実施する都道府県知事は、当該別記3に定めるところにより都道府県事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

## 第5 関係施策との連携

都道府県及び市町村は、本事業を実施するに当たり、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プラン又は地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）による経営再開マスタープラン（以下合わせて「人・農地プラン」という。）の作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）や農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）に基づき地域で進められる農地集積の取組と連携しながら推進するよう努めるものとする。

## 第6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、青年農業者等育成センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の

11に規定する拠点をいう。以下同じ。)、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律第2第4項に規定する者をいう。)、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。

## 第7 その他

本事業の具体的実行に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。

### 附則(平成24年4月6日付け23経営第3543号)

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業経営対策事業等実施要領(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知)及び農業経営対策事業等の実施について(平成14年3月29日付け13経営第7014号経営局長通知)は廃止する。
- 3 2に掲げる通知に基づいて実施された事業であって、平成23年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

### 附則(平成24年9月10日付け24経営第1782号)

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

### 附則(平成24年11月30日付け24経営第2521号)

この要綱は、平成24年11月30日から施行する。

### 附則(平成25年2月26日付け24経営第3154号)

- 1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、以下の規定についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
  - (1) 改正後の別記1の第7の1の(4)、2の(7)、3、第8の1の(5)のイ及び第9
  - (2) 改正後の別記2の第4の3の(1)

### 附則(平成25年5月16日付け25経営第375号)

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第4の1、第5の1の(1)のイの(ア)、第6の1の(3)、第6の2の(3)、第8の1の(2)から(4)まで、第8の5の(1)並びに第9についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

#### 附則（平成25年6月7日付け25経営第788号）

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

#### 附則（平成26年2月6日付け25経営第3141号）

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前のおりとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1の第5の1の（1）のカ、第5の2の（1）のキ、第7の3の（1）、第7の3の（3）及び第7の3の（5）についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

#### 附則（平成26年2月26日付け25経営第3368号）

- 1 この要綱は、平成26年2月26日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、なお従前のおりとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記2の第4の3の（4）のアについてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。

#### 附則（平成26年3月28日付け25経営第3715号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

#### 附則（平成27年2月3日付け26経営第2802号）

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1第6の1（3）、第6の2（3）、第7の1（3）及び第7の2（3）についてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。また、改正前の別記1の事業は「青年就農給付金基金事業」（平成25年2月26日付け24経営第3154号農林水産事務次官依命通知による改正前の事業を除く。）に、別記2の事業は「農の雇用基金事業」に読み替える。
- 3 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記1の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に別記1第5の2（2）イに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の同要項の適用を受けるものとする。
- 4 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記1の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度補正予算により事業（経営開

始型に限る。)を実施する場合は、別記1第6の2(3)の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

- 5 平成26年度補正予算により別記2の事業を実施する場合は、別記2第4の4(3)の規定にかかわらず、法人等就業研修生1人当たり、(2)のアの(ア)については12か月につき116万4千円、(2)のアの(イ)については12か月につき3万6千円をそれぞれ上限とする。

**附則（平成27年4月9日付け26経営第3530号）**

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別記1第5の1(3)カ及び2(3)カについてはこの通知による改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 平成26年度補正予算により別記2の事業を実施している場合は第6の6の(1)で行う定期的な研修実施状況の確認については、補正予算で実施する研修中に1回、補正予算で実施する研修終了後は年度毎に概ね6か月おきに行うものとする。

**別表**

事業内容	事業実施主体	補助率
<p>1 新規就農者確保事業            (1) 青年就農給付金事業（別記1）                ア 準備型                    就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して給付金を給付する事業。</p> <p>    イ 経営開始型                    経営開始直後の新規就農者に対して給付金を給付する事業。</p> <p>(2) 農の雇用事業（別記2）                農業法人等が実施する以下の研修等に必要となる費用の助成を行う事業。                ア 新規就農者等を雇用して実施する就農後の実践研修等                イ 職員等を他の法人に派遣して実施する研修</p>	<p>事業開始年度（平成24年度）に選定された団体</p> <p>事業開始年度（平成24年度）に選定された団体</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

2 農業者育成支援事業		
(1) 技術習得支援事業 (別記3)		
<p>今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する農業経営者教育機関等に対し、以下の支援を行う事業。</p>		
ア 高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関への支援	公募選定団体	定額
イ 地域の農業経営者教育の中核教育機関への支援	別記3に基づき、都道府県が地域の中核的役割を果たすと認める教育機関	定額、1/2以内
(2) 新規就農等相談支援事業 (別記4)	公募選定団体	定額
<p>就農希望者等に対する全国的な求人情報や、若者層等に対する就農意欲を喚起するための情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験を実施する事業。</p>		

番 号  
平成 年 月 日

〇〇農政局長 殿

[ 北海道・公募選定事業にあつては、農林水産省経営局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 ]

〇 〇 〇 〇

新規就農・経営継承総合支援事業交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了解願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由
		うち国費			